（未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求）

第三十条　法第十四条において準用する法第九条の規定による未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～四　（略）

五　請求者より先順位の法第十四条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と補足的老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係

六　（略）

２・３　（略）

（未支払の障害年金生活者支援給付金の請求）

第四十五条　法第十九条において準用する法第九条の規定による未支払の障害年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～四　（略）

五　請求者より先順位の法第十九条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と障害年金生活者支援給付金受給者との身分関係

六　（略）

２・３　（略）

（未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求）

第六十一条　法第二十四条において準用する法第九条の規定による未支払の遺族年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～四　（略）

五　請求者より先順位の法第十四条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と補足的老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係

六　（略）

２・３　（略）

附　則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条の規定及び第三条中厚生年金保険法施行規則第七十八条の四第一項の改正規定は同年十月一日から、第三条中厚生年金保険法施行規則第二十五条の四の改正規定は公布の日から施行する。

法規的告示

○こども家庭庁厚生労働省告示第七号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月二十四日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

厚生労働大臣　福岡　資麿

（未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求）

第三十条　法第十四条において準用する法第九条の規定による未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～四　（略）

五　請求者以外に法第十四条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と補足的老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係

六　（略）

２・３　（略）

（未支払の障害年金生活者支援給付金の請求）

第四十五条　法第十九条において準用する法第九条の規定による未支払の障害年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～四　（略）

五　請求者以外に法第十九条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と障害年金生活者支援給付金受給者との身分関係

六　（略）

２・３　（略）

（未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求）

第六十一条　法第二十四条において準用する法第九条の規定による未支払の遺族年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～四　（略）

五　請求者以外に法第十四条において準用する法第九条第一項の規定に該当する者があるときは、その者と補足的老齢年金生活者支援給付金受給者との身分関係

六　（略）

２・３　（略）